



Title	フェミニズムの歴史からみる社会運動の可能性：「男女共同参画」をめぐる状況を通しての一考察
Author(s)	牟田, 和恵
Citation	社会学評論. 2006, 57(2), p. 292-310
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68072
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フェミニズムの歴史からみる社会運動の可能性

——「男女共同参画」をめぐる状況を通しての一考察——

牟田 和恵*

本稿は、日本におけるフェミニズムの第2波以降の運動の歴史を振り返りつつ、「男女共同参画」をめぐって近年生じている諸問題を考察し、その作業を通じて、女性運動、フェミニズムの可能性と「社会運動」の現代的意味を探る。

ウーマンリブ運動と国際婦人年以降の運動は、理念・方法において互いに乖離し葛藤に満ちたものであったにもかかわらず、現在の理解では「第2波」と一括されがちだが、その背景にはフェミニズムの政治性の変容があった。男女共同参画社会基本法以降に生じているジェンダーフリー・バッシングは、一面では、そうしたフェミニズムの政治性、端的に言えば、脱政治化が招來したものであったと言える。

フェミニズムの運動は、マイノリティと権力の関係を考える上での試金石でもある。その歴史は、単線的な進化論図式で運動を捉えることの誤りを教え、单一の「社会運動」、一方向の「解放」はありえないことを示す。フェミニズムが多元的・多層的で矛盾と葛藤に満ちたものであるということそのものが、フェミニズムの「新しい社会運動」としての可能性を示している。

キーワード：第2波フェミニズム、ウーマンリブ、男女共同参画社会基本法

はじめに

フェミニズムについては、「常識」として知られる歴史がある。すなわち、フェミニズムの運動は、これまで2つの波を経験しており、はじめの第1波が19世紀後半から20世紀はじめに主に欧米で展開した女性の参政権を求める運動で、第2波は1970年前後のウィメンズリブに始まる現代の女性運動であるというものだ。

この見解に拠れば100年以上、第2波から数えても40年近くにおよぶ歴史をもつフェミニズム運動は、現在において、いったい「どうなって」いるのだろう？ 端的に言って、それはいまだ存在しているのか、とすれば、どのようにかたちを変えたのか、あるいは、消滅してしまったのか。少なくとも日本の現在に限って言えば、「運動」の語が通常示唆するような示威的な動員や集合行動という形態は目立たないが、しかし、フェミニズムが掲げてきた目標や理念は、具現化を果たしているよ

*大阪大学大学院人間科学研究科教授 muta@hus.osaka-u.ac.jp

うにも思える。国際的には女性差別撤廃条約（1979），国内的には男女共同参画社会基本法（1999：以下，「基本法」）として結実した政策・制度的変革は，フェミニズムがめざしてきたところの目標を部分的にではあれ，実現したものだと言つてよかろう。しかしながら，基本法はその後フェミニズムが逆風にさらされるきっかけともなったが，それは，フェミニズムの運動の縮小や弱化を示しているのだろうか，それとも，逆にフェミニズムの存在感，運動としての成功のゆえなのだろうか。

また，フェミニズムは，社会運動全体のなかでどう位置づけられるのだろうか。

アラン・トゥレーヌは，脱産業社会における市民社会の実現に寄与しうる「新しい社会運動」の一つとして，地域運動・反核運動とならんで，「女性運動」を挙げていた（Touraine 1980=1982: 123）。しかし，本特集で繰り返し指摘されているとおり，トゥレーヌは，21世紀になって，社会運動の存在そのものに疑念を表明するに至った（Touraine 2004）。その現在にあって，フェミニズムをどのように理解することが妥当だろうか。

しかも，矢澤修次郎の論じるところによれば，先進資本主義諸国では学生運動の沈静化後にエコロジー運動と並んで女性運動が中心となって「新しい社会運動」が噴出したのに対し，日本では類似の運動があったものの，住民運動や環境運動が中心的な位置を占めた（矢澤 2003: 3-4）。日本では女性運動の波及力が見られなかったとするこの見方が正しいとすればなおさら，日本においてフェミニズムとは何であったのか，ありうるのかが問われねばならないだろう。

本稿では，日本のフェミニズム運動について，以上のいささか素朴にも映るであろう問い合わせていきたい。具体的には，フェミニズムの歴史を振り返りつつ「男女共同参画」をめぐって近年生じている諸問題を考察していくが，その作業を通じて，女性運動，フェミニズムとはいつたい何なのか，そして「社会運動」の現代的意味は何かを探ることが本稿の目的である。

1 リブからフェミニズムへ：現代フェミニズム運動史再考

1.1 ウーマンリブの時代（1970年代前半）

本稿ではまず，現代のフェミニズムの始まりとされるウーマンリブから，運動の歴史を再考していこう。

多くの運動の例にもれず，「ウーマンリブ」は，その端緒や生成の経緯を正確にたどるのは容易ではないが，1つの「定説」は，日本の「リブ」の誕生を，女性解放を掲げる女だけの隊列がデモにはじめて登場した，1970年10月21日の国際反戦デーの頃におくものである（溝口・佐伯・三木編 1992: 209；上野 1994: 27注14；江原 1985: 105等）。実際のところ，こうした集会やデモといった顕在的な女たちをとる以前の「前史」としての活動は，これに少し遡って始まっていた。70年10月4日の朝日新聞都内版には，「ウーマンリブ」と見出しがつけた記事が掲載

されている。「女性解放運動準備会」・「女性解放連絡会議準備会」(「ぐるーぶ闘うおんな」の前身)・「レディース・カルチャー・クラブ」の3つの女性グループが「リブをめざすグループ」として登場し、「家族制度、一夫一婦制、出産、職業など、女性にかかわる問題を根源的に洗い直そうとしている」「現在の婦人運動が老齢化しているなかで、リブ派は十代後半から三十代まで、中心は二十代前半という若さ」と紹介されている。当時のリブ活動家のひとりであった秋山洋子によれば、この記事が日本のリブ運動がマスメディアに登場した初めてであり、「ウーマンリブ」という和製英語が登場した初めてもあるという(秋山 1993: 35-6)。リブ運動当時のビラや資料を収集し編集された『資料 日本ウーマンリブ史』(以下、『資料』)によれば、ここに紹介されている3グループのほかにも、70年秋以前に、多摩美大学生たちによる「思想集団エス・イー・エックス」(70年4月26日発足)など、いくつかのグループがあつたことが確認できる。

しかしやはり、リブが活発化するのは1970年秋の国際反戦デーの頃から71年にかけてで、この頃各地でさまざまなグループが結成されミニコミの発行が相次ぐ。「リブ」の名称も、70年の時点では当事者の女性たち自身にまだ使われていなかつたが、71年8月の長野での「リブ合宿」では「リブ」の語が積極的に使われるようになり、72年5月に渋谷の山手教会で行われた集会が「第1回リブ大会」と呼ばれた。72年9月には「ぐるーぶ闘うおんな」が中心となって「新宿リブセンター」が生まれた。

ある意味ではもっとも強固に「ウーマンリブ」のイメージを作った「中ピ連」(「中絶禁止法に反対しピル解禁を要求する女性解放連合」)が登場したのもこの頃だった。上記1972年5月のリブ大会に榎美沙子が『ピルを解禁せよ』と題するパンフレットをもって登場し、6月18日には彼女を中心として中ピ連が結成された。彼女たちの、ピンクヘルメットに、サングラス、タオルで覆面をした姿でミスインターナショナルコンテストの会場に、「ミスコン粉碎」のプラカード持参で抗議突入(72年10月)するなどの行動は、マスコミの取材の的になった。さらに榎は、74年8月に「女を泣き寝入りさせない会」を作り、婚約破棄をした男性の会社にピンクヘルメット姿で抗議デモするなどしたが、これにもいっそう揶揄的なマスコミ報道が集中することになった(溝口・佐伯・三木編 1994: 244)¹⁾。

1972年という時期にウーマンリブ運動が活性化したのには、1つの重要な背景があった。The personal is political. (個人的なことは政治的なこと)のフレーズに象徴されるように、ウーマンリブは、欧米においても日本にあっても、学生運動や反戦運動から出発しながら、私的領域にたたかいの領野を見出して、性、身体性の問題をするべく追求した。日本ではとくに72年に、妊娠中絶の規制を強めようとする優生保護法改正案が国会に上程されたことによって、法改正阻止がリブの運動にとって危急の課題となつた²⁾。5月に国会に上程された優生保護法改正案は、審議未了で一度は廃案になつたものの、73年5月ほぼ未修正のまま再上呈され、運動はいっそう法案阻止に焦点を当てるようになった。新宿リブセンターを中心に約30

団体が「優生保護法改悪阻止実行委員会」を結成し、署名運動や精力的な情宣運動を行うほか、厚生省（当時）で話し合いを求めての抗議の座り込みを行うなどした（1973年5月16日付朝日新聞）（首藤 1996: 261-9）。

こうした危急の情勢に対応した運動の盛り上がりは、逆に、優生保護法改正案が1974年に審議未了で廃案というかたちで一段落すると、活動の収束を招くことにもなる。『資料』はリブの活動を75年で区切りとしているが、たしかに残存するものを見る限り、この時期に集会や情宣活動は沈静化している。77年に「新宿リブセンター」が休館になったのは、リブの「季節の終わり」を示す象徴的なことだった。同時にまた、リブ運動の収束は、以下に述べるように、70年代半ば以降の女性の運動をとりまく状況の変化を反映するものでもあった。

1.2 「国際婦人年」と運動の展開（1970年代後半）：「リブ」から「フェミニズム」へ

国連による1975年の「国際婦人年」³⁾は、リブ運動に代わる女性の運動の方向を指し示した。6月のメキシコシティでの国際婦人年世界会議の開催と「メキシコ宣言」の後、日本政府は婦人問題企画推進本部を75年9月に設置、ここから85年まで続く「国連婦人の10年」と連動した政府・自治体の女性施策がスタートする。これにもっとも深くつながる女性の運動を日本で中心的に担ったのが、「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会（以下「連絡会」。なお、現在の名称は「国際婦人年連絡会」）である。この連絡会は、「国際婦人年日本大会」（75年11月22日）開催のために、前年の12月、国連NGO国内婦人委員会（10婦人団体で組織）のよびかけで集まった民間の41の婦人団体と労働組合婦人部によって実行委員会（市川房枝委員長）が組織されたのが始まりで、大会の後、連絡会にかたちを変えて活動を続けた。

連絡会は、メキシコの後、1980年コペンハーゲン、85年ナイロビでの世界女性会議に呼応して、それぞれ同じ年に日本大会を開いた。大会には各回、民間女性団体・労組婦人部の2,000人以上が集まり、行動の方向づけを行った。79年に国連総会で女子差別撤廃条約が採択されてから85年に条約批准するまでの数年間が、批准促進と批准のための国籍・教育・雇用における平等の法制整備に向けて連絡会の活動が最も盛り上がった時期で、とくに85年6月の男女雇用機会均等法成立、条約批准可決成立に至る最後の1年間は、「息つく間もない連帶行動の連続であった」とされる（連絡会編 1989: 7-8）。

活動の時期は重なっているものの、ウーマンリブの女性たちは国際婦人年をめぐる運動に必ずしも同調しなかった。当時の資料からは、むしろリブの女たちの抱いている距離感や強い反発が見てとれる。『資料』所収のチラシには、「おためごかしにする政府の国際婦人年行事には、決してだまされたりはしない」、「果たしてこの国際婦人年とは、私たち女にとって、一体何を意味していたのだろうか」（1975年11月 天皇皇后出席「婦人年行事」反対実行委員会 文責 グループサバト）（溝

口 佐伯・三木編 1995 27)などの文章が見える。また、当時のリフ活動家のひとりである三木草子は、「(75年の国際婦人年会議は) ウーマン・リフとは全然関係ない」と、1995年の北京会議に多くのNGOが参加した状況とはまったく違っていたと振り返っている(女たちの現在を問う会編 1996 299)。国連や政府主導で行われる国際婦人年や関連行事への批判や距離感が生じるのは、そもそも個人の生き方と既存の権力構造とを問題にした、「解放の運動」としてのリフ運動からすれば、当然のことだっただろう。

連絡会の構成からも、このことは明らかだ。参加団体は、日本看護協会などの専門職団体や日本キリスト教女子青年会(YWCA)などの宗教組織のほかには、戦前からの雑誌『婦人の友』の読者組織である「友の会」ほか、主婦連合会や日本母親大会連絡会、農協婦人部、総評婦人部などの、既成の組織の「婦人部」であったり、主婦・母といった固定化された女性の性役割に基づく団体であり、リフの原則からすれば対極にあった。リフのなかで連絡会に参加できたのは、「あごら」のみで、リブの流れを汲みながら国際婦人年に発足した「国際婦人年をきっかけにして行動を起こす女たちの会」(75年発足)ですら、1980年にこの連絡会に参加申請しながら、却下されている(連絡会編 1989 413)。後にこれを「あごら」の斎藤千代は、「稳健派」と目されたのだろうかと「複雑な心境」だったと記している(連絡会編 1989 413)。

連絡会の運営の組織原則も、リフのそれとはおよそかけ離れたものだった。参加団体資格は、①全国組織であること、②代表者(責任者)が明確であること、③規約、会則などを有することを原則とする(連絡会編 1989 400)というものだった。これも、草の根のグループを中心とし、代表を置いたり「組織」を制度化することに抵抗を示すリブの運動原則とはまったく異質である。

また、第1回の大会実行委員会の会場は、参議院議員会館であった。市川房枝参議院議員がこの連絡会の中心を担っているのだから、この会場に不思議はないが、これも、リブとの埋め難い距離の象徴であろう⁴⁾。さらに、たとえば「なくそう男女の差別、つよめよう婦人の力」という大会スローガンや、「国際婦人年日本大会の歌」もリブと大いに異なる「文化」を感じさせる。著名な作曲家(中田喜直)による、「今こそ婦人は立ち上がる」と始まり、「明るく、力強く、そして美しく」と曲想指示のあるこの歌が(連絡会編 1989 141)リフの感性といかに遠いものであったか、想像に難くない。

連絡会を構成していた組織や女性たちの側にも、リブへの距離感は当然あっただろう。リフ以前から、あるいはさらにさかのぼって戦前から、女性の権利獲得と地位向上のために活動を堅実に続けてきた連絡会議の女性たちにとって、マスメディアによって流布されたリフのイメージは、一般の人々と同様、いやむしろそれ以上に、否定的に受け止められていたかもしれない。国際婦人年世界会議日本政府首席代表の藤田たきは、「婦人年などというものは一部のエリートの関心事であって、自分たちには関係ない」という批判があるのが悲しい、と1975年日本大会挨拶で

述べているが（連絡会編 1989 27-8），この発言の背景には、上述のように反発を強めるリブたちの存在があつただろう。

1.3 第2波再考

これまでしばしば、ウーマンリブと、1970年代後半の国際婦人年以降の運動は、現代の第2波フェミニズムを構成するものとして連續的に捉えられてきた。しかし、多数の小規模グループよりなるリブを一くくりでとらえるわけにはいかず、また連絡会のみが70年代後半の運動を代表するとみなすこともできないけれども、上に見てきたように、両者は必ずしも連續的なわけではなく、むしろ75年の時点では乖離していた。フリーマンは、アメリカの女性解放運動には、NOWに代表されるような改良主義的で目標達成のための組織的活動を重視する年長派と、多くの草の根グループよりなるラディカルな年若派が並存したことを論じているが（Freeman 1979=1989），これらの特徴は、日本の両グループにもあてはまる。しかも日本の場合は、「年長派」の運動のほうは、行政の施策に密接につながっていたのだから、その距離はさらに遠かったといえよう。

トゥレーヌは女性の運動を、フェミニズム（féminisme）と女性運動（le mouvement des femmes）の2種にはっきりと区別していた。トゥレーヌによれば、フェミニズムは、女性の自由と平等を求める日常的権利要求である。その典型は婦人参政権運動であり、男女間の賃金や職業機会の平等を求めるものである。これに対し、彼が女性運動と呼ぶ第2の形態は、女性の権利を防衛しようとするものではなく、「女性を従属した存在として生産し、男性を支配の手先として生産した支配システムに抗議するために、女性を立ち上がりさせようとするもの」である（Touraine 1980=1982 123-4）。前者のフェミニストのイデオロギーは、「いかに情熱的に擁護されているときでさえ稳健で商品生産の要求に順応したもの」であって、それ自体で社会運動ではなく、女性運動を構成するものではない。これに対し、後者は、「支配関係に対抗する闘争を通じて、しかもこの支配が破壊しているものの防衛を目的として、自己を構築」する、「何よりも価値観の変革をめざす文化運動」である（Touraine 123-9）。

この意味で、リブはまさしく「女性運動」であっただろうし、連絡会の活動は、いかに真摯で、政府に働きかける力をもっていたとしても、既存のシステム内での女性の権利拡張を求めるという意味での「フェミニズム」であった。

だが、両者は乖離・分断したままだったのではない。20年を経て当時を振り返るリブ活動家の座談会でかつてのリブたちは、両者の接近について、リブはそれまでの、近代の市民社会の価値観を前提にし、「清く正しく美しく」というイメージ」「女イコール母である」というイメージ」の女性運動に「ノーを突きつけ」壊したけれども、「70年代半ばになると、とくに政党色のない運動家には、リブの発想がしみ通り共通の認識になっていった」、1975年の国際婦人年以後、「かなり雰囲気が変わって、伝統的な婦人運動団体とリブとの運動の融合化が始まった」（女たちの現

在を問う会編 1996 55-6) と語る。そこには、「国連女性の 10 年」で行政が行動計画作りに取り組み始め各地に女性センターを開設するといった動きの中で「改良主義的な運動の中に巻き込まれていった」(女たちの現在を問う会編 1996 56-7) 面がありながらも、両者は 70 年代後半から、トゥレーヌの言う「フェミニズム」より広義の、女性の権利の獲得と解放とを求める思想・運動としてのフェミニズムとして合流していった。この意味で、「フェミニズムの担い手たちは、リフから直接・間接のメソセージを受け取って、それを言語化・運動化しようとしているひとつ」と(上野 1994 23-4) であった。

しかしながら、現在のフェミニズム理解において、両者が元来はらんでいた明白な相違や葛藤が十分に認識されることなく、「第 2 波」としてまとめて捉えられがちなのは、ウーマンリフの「ラディカル」さが、その後の運動に必ずしも引き継がれなかつたことの反映でもある。江原はこの点に注目し、「こうした運動組織の交替、主役の交替というかたちで達成された『女性解放思想』の『社会的承認』は、前半のリフ運動の提起した問題の深化を不可能にし、表面的な理解にとどめさせる働きをしたように思われる。すなわち初期リフ運動の提起した問題は、十分に引きつがれることなく、今日にいたっているのである」(江原 1985 108) と述べている。「母」や「主婦」「女子労働者」といった社会的に承認された役割イメージに依拠することを拒否し同時に「エリート女性」を批判しつつ、女性の社会進出・社会的成功という意味での男女平等ではなく「女の論理」による社会全体の変革をめざした(江原 1985 154-7) リフの主張は、次節で詳述するフェミニズムが現在直面している困難を考える上で示唆に富むように思われる。

2 フェミニズムの「成功」と制度化

2.1 男女共同参画社会基本法とフェミニズム——行政権力との結びつき

1999 年に成立施行をみた男女共同参画基本法は、たしかにフェミニズムの「成功」と制度化を示す 1 つの象徴だろう

同法は、女性差別撤廃条約第 2 条で求められている「国内法の整備」に応じるものであり、その骨子に、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと(第 3 条)、社会制度・慣行が男女の社会における活動の選択にたいして及ぼす影響を中立なものとするよう配慮すること(第 4 条)、国・地方公共団体または民間団体の政策・方針の立案および決定への男女共同参画が確保されねばならないこと(第 5 条)等を定める。これらの条項は、女性差別撤廃条約以来、いや、フェミニズム的思惟が生まれてからの二百年余りの長きにわたってさまざまな地點 時代のフェミニストたちが目標としてきたことにほかならない。さらに同法は、国と地方自治体に積極的改善措置(ポシティブ アクション)を含めた「男女共同参画社会の形成を促進」する施策を策定・実施する責任を定め(第 2 条)、施策における「シェンダーの主流化」をうかがう(第 15 条)など、広い射程と包括性をもつ。

このような画期的な法が制定に至ったのには、政府や行政の内部で果たされた女性の役割が非常に大きかった

まず第1には、有力な女性政治家の存在があった。基本法の策定に向けての政策が大きく進んだのは、橋本政権においてであったが、当時自民党と連立与党であった社民党と新党さきかけの3党合意には、男女共同参画を推進する国内本部機構の充実強化、女性に関する基本法の制定などが含まれていた。当時の社民党党首は土井たか子、新党さきかけの議員団座長は堂本暁子であり、橋本政権において男女共同参画をすみやかに推進できたのは、「九〇年代半ばの連立政治、それも自民党よりは確実に「左」に軸心があり、かつ女性がリーダーの座を占めるという特徴をもった連立政治の、所産の一つだった」と大沢は評している（大沢 2002 146-7）。さらに、猪口邦子（当時上智大学教授、現内閣府特命担当大臣（少子化 男女共同参画））、大沢真理（東京大学教授）はじめ、深い学識と実力を持つフェミニスト学者が、行革会議、男女共同参画審議会などで希有な働きを見せたことも、基本法成立のために欠かせない要件であっただろう。このように、国政への影響力を奮う立場に女性たちが立ち得たという意味でも、基本法はフェミニズム的思潮の達成であることは間違いない。

2.2 アカデミズムにおける発展

フェミニズムの達成は基本法のみにとどまらない「女性学」として、さらには「センター論」「センター研究」として、フェミニズムにかかる学問研究が発展していくのも、1970年代後半以降、フェミニズムがなしえた達成の1つといってよいだろう。

そもそもリブは、何らかの要求を掲げて直接的な行動に訴えること以上に、「女であること」の意味を徹底的に問おうとする思想の運動であり、それゆえに、男性中心社会で疑われてこなかった既成の知の枠組みを問い合わせ側面を当初からもっていた。リブ運動の初期から、各大学のキャンパスで女子学生たちによる、「女性解放」に関する勉強会や自主講座が盛んにもたれていたことは、『資料』所収のチラシからも明らかなるおりである。

リブの洗礼を受けた者が教える立場になり、大学の授業の一環として「女性学」の講座が大学で開設され始めたのは1974年だった（井上輝子による和光大学、藤枝零子による京都精華大学 女たちの現在を問う会 1996 59）。女性学の研究者たちのネットワーク作りもすみやかで、国際女性学会・日本女性学研究会が74年に、女性学研究会が78年、日本女性学会が80年に発足した。また、「女性学」「女性問題」の講座は、行政の「啓発」の取り組みの一環として、各地で建設された女性センターでも、主婦をはじめとした一般の女性たちを対象としてひろく行われた。

1980年代になると、「フェミニズム」の書物が多く出版されるようになり、アカデミズムの中でフェミニズム研究が徐々に地歩を固めていくことになる。「フェミニズム」の語をタイトルに冠したものだけを取ってみても、80年代の末からは毎

年20冊以上の本が出版されるようになって一般にも「フェミニズム」の語を定着させた 90年代の後半は、「シェンダー論」「シェンダー研究」の名称で、学問・教育上さらに盛んになった 2004年の国立女性教育会館の調査によれば、全国609大学で女性学・センター論関連の講義がもたれている 日本の学術の権威とされる日本学術会議において、「センター」関連の委員会が誕生したのは、フェミニズムのアカデミズムにおける定着を象徴することだろう⁵⁾.

3 フェミニズムの困難と隘路

3.1 ジエンターフリー・ハッシンク

以上のように、リフ以来、30年以上におよぶ経過のなかで、行政の施策と運動しましたアカデミズムの中で地歩を固めていくことによって、フェミニズムは展開してきた この過程の中でフェミニズム運動が社会に与えてきたインパクトは、計り知れない。

しかし、基本法が成立し、各地で条例が策定されるようになると、反対勢力からの激しい反発・ハノシンクを招くことになった 基本法成立の翌2000年に入ると、保守系雑誌である『正論』『諸君』などで、基本法に対する批判の議論が掲載される 同じく2000年には三重県、2001年から2002年にかけては、静岡県、大阪府、千葉県などの自治体の条例制定過程で、議会で男女共同参画そのものへの批判が行われ、基本法に則った条例案に変更が加えられていく とくに宇都宮市で2002年に制定された条例は、「男らしさ・女らしさを一方的に否定することなく」「専業主婦を否定することなく」などと、ハノシンク派の主張が大幅に取り入れられたものだった。また千葉県では、2002年に県提出の条例案に対して、ポジティブ アクションやリプロタクティップ ライツにかかわる条項を削除するなどの変更を行った案が自民党から出され、両案とも廃案になるという経緯をたとった

その後、ハノクラノシュ派は、男女共同参画に反対という主張から、「行き過ぎたセンター・フリー反対」との主張に重点を移した そこで訴えられているのは、「センター・フリー」は家族の絆を破壊する、「男らしさ・女らしさを否定し人間を画一化する」「伝統や文化を破壊する」といったもので、こうした主張を掲げて、「政府や自治体におけるセンター政策に、具体的に関与し」、自らの主張に変えていく方向へと「運動の戦略的な変換」がはかられている（伊藤2003a 11）

保守派の動きは、実際、「混乱を避ける」という名目も含めて、行政に影響力を与えるようになりつつある 内閣府男女共同参画局は、HPでの「センター」の用語解説を、「文化・社会的性別」から、「社会的性別」に変更し（2005年8月）、「センター・フリー」の用語については、「男女共同参画社会基本法・基本計画等においても使用していない」と、あたかも「センター・フリー」の使用を自粛するかのような表明を行った また、「女性学の権威」だからセンター・フリーの語を用いる可能性があるという理由で、上野千鶴子氏の国分寺市での講演が市当局に

よってキャンセルされるという事態も生じた（毎日新聞2006年1月10日付による）

こうしたハノシングの動きによって、フェミニストたちにとっては、法の制度化過程における以上にそれに抗し基本法や条例を守ることが、熱心に取り組まざるを得ない急務となった（木村編 2005 ほか）

3.2 困難の深層（1）：基本法のはらむ問題

こうした事態は、それ自体対応が容易ではない困難だ。しかし、フェミニズムが直面している困難には、さらに深層がある。それはまず第1に、基本法の理念と運用の現実に、フェミニズムの運動という観点からすれば、看過できない問題点が潜んでいることだ。

そもそも基本法が、「男女平等法」あるいは「女性差別禁止法」ではなく、「男女共同参画社会基本法」として成立したのは、1つには、「男女平等」の用語と概念に抵抗を示す保守派の反対にあってのことでもあったのだが、成立以前から懸念されたとおり、「男女共同参画」の用語が現場で及ぼす問題はすでに現実のものとなりつつある。

詳しくは牟田（2006：第6章）で述べたことだが、たとえば「男女共同参画」であるからには「性中立」な必要があると、ドメスティノク・ハイオレンスが「夫婦や親密な関係にある男女間での暴力行為」と定義され、女性に対する人権侵害であるという観点が希薄化されてしまう事態（ 笹沼 2002 56-7），男女共同参画条例が制定されたために「女性センター」が「県民共生センター」などとなり、男性の利用率の増加が数値目標として挙げられるなど、男女間の差別や不平等を是正するという観点が忘れ去られてしまう（大津 2002 52-6）などの事態が起こり続いているのだ。

また、基本法前文に、「少子高齢化、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている」とあるとおり、「男女共同参画社会の実現」は、女性の人権保障や差別撤廃にかかわる問題であるというよりもまず、日本社会の成長と発展の手段として位置づけられている。女性が仕事と育児を当たり前に両立できるシステムの実現はもちろん必要であるが、そこにうかがえるのは、女性を劣位におくこれまでの権力構造を問い合わせ直すような姿勢はないということだ。この点で、基本法は、男女の権力構造を維持したまま、平等は実現したとして女性の労働力を利用するネオ・リベラリズム的政策である（竹信 2004）との指摘はあたっていよう⁶⁾。

3.3 困難の深層（2）：フェミニズムの非政治化

基本法をめぐってフェミニズムが直面している困難には、さらに根深いものがある。

上述のように、そもそも基本法は、1995年の北京会議以降の「北京JAC」をはじめとしたNGOによる政府・政党への働きかけはあったものの（大沢真理編

2000 253-80), 女性たちの運動が反対勢力とのたたかいによって勝ち得たというようなものではなかった。それよりもむしろ、94年の婦人問題企画推進本部（75年9月設置）の男女共同参画推進本部への改組、同年6月の男女共同参画審議会の設置と96年7月の「男女共同参画ビジョン——21世紀の新たな価値の創造」の橋本総理への答申、99年6月の全会一致での国会可決成立と、政府や官僚、それに連なる人々の主導で法制定に至った。男女雇用機会均等法成立時、さらにさかのぼって優生保護法改正案をめぐる激しい対立を思い起こすなら、このプロセスにはむしろ「不審」の念が起きるほどだ。

実際のところ同法が、包括的なシェンダー平等を掲げ、時代を画する可能性をもつ法であるにもかかわらず、政治上の波乱もなく成立に至ったのは、一方では前述のとおり、関係政府機関とそれに協力するフェミニストたちの強力な働きのゆえであつただろうが、他方では、多くの政治家たちにとって、さほどの関心の対象ではなかつたからに違ひない。伊藤公雄が述べているように、シェンダーをめぐる問題は「票にも利権にもつながらない問題として等閑視されていた……そして、こうした保守勢力の無関心ゆえに（つまり、反動的介入から『目こぼし』されてきたがゆえに）、日本のシェンダー政策は「離陸を開始できた」（伊藤 2003a 9-10：（内は、伊藤）のかもしれない。

それほどに関心が低かったからこそシェンダー平等のための法が実現したというのは、喜ぶべき皮肉たつかもしれないが、しかし、こうした「無風」状態のなかでの「成功」であったがゆえに、フェミニストたちは制定後の攻撃にウアルネラフルでもあった。

まず、基本法を推進するフェミニストたちには、基本法や条例成立への楽観的な期待があった。伊藤公雄は、これについて、「ここ十数年の日本社会のシェンダー平等政策」は、「国際的なシェンダー平等政策の動きと連動し……行政機関と市民セクターとの連携がそれなりにスムースに進んできた」「行き詰まりをみせつつあった20世紀後半の日本の政治シーンにおいて『先進民主主義』型の行政スタイルをそれなりに構築した」ときわめて例外的な政策領域」だったために、ハノクラノシユに戸惑いがあったと指摘し（伊藤 2003a 9），そのため、シェンダーフリー・ハノシンク勢力によるシェンダー・フリー教育やシェンダー平等政策に対する「テタラメな批判や歪曲」に、「まさかこんなテタラメな決めつけを信じる人はいないだろう」という安心感があったのではないか」と述べている（伊藤 2003a 13）。また、千葉県条例の推進派の立場であった船橋邦子も、2001年10月ころまで、「千葉県では、『男女共同参画促進議員連盟』には自民党議員も含め50数名が加盟し、県の担当職員を交えての熱心な研修や学習会がもたれていた」とこと、船橋自身、「男女共同参画政策の推進は世界的潮流であり、国際的動向のなかで、男女共同参画は今後の自治体にとって不可避な課題であると条例の制定を楽観視していた」ため、条例への反撃に十分な対応ができなかつた、と述べている（船橋 2003 40-1）。

しかし、フェミニストの対応の遅れには、楽観のために不意をつかれた、といった面以上のものがあった。それについて、船橋邦子は、基本法や条例が「非政治的」に受け止められていることに因があると適切に指摘している。船橋によると、日本での男女共同参画の取り組みは、女性差別の撤廃に向けた国際的な女性運動の成果という外圧によって、行政主導で制度化されてきた結果として、「非政治的」課題として受け止められ、男女共同参画に取り組む自治体職員や市民のなかには、この問題は「非政治的」だからコミットするという考えがみえる（船橋 2003 41）。つまり、上にも論じたように、共同参画の課題は、社会に存在する差別や抑圧、政治のありようや求めるべき社会像にかかわるものではなく、男女の協力や互いの意識変革に帰されるものなのだ。

それに対し、ハノクラノシュ派のほうがむしろ、「男女共同参画」のキーワードである「シェンダー」「ジェンターフリー」の政治性を見抜き、それを無化して、彼らの理念とするるべき社会像への歴史的転換を図ろうとする点で一貫していた。彼らは、日本会議（1997年に天皇制国家の再建、憲法改正を主要目標として結成）、その女性組織である「日本女性の会」、国会議員230名を擁する「日本会議議員懇談会」といった組織を中心とし、産経新聞等のマスコミとも一体となって、男女共同参画ハノシング以前から、夫婦別姓反対や「従軍慰安婦」への攻撃、新しい歴史教科書をつくる会運動と脈々と連なる有効な運動を展開してきた（船橋 2003 41-2）。

対立する「保守」派が「戦後体制」の変革を掲げて社会変革のための政治運動を推し進めているのに対し、基本法を守ろうとするフェミニズムの側が、「非政治的」なものとして行政を補完し機能しているとすれば、それは、フェミニズムにとって、信し難いほどの逆説ではなかろうか。リフは言うまでもなく、第1波のリベラルフェミニズム、第2波の1970年代後半からの運動も、そのラディカルさにおいては大いに異なるけれども、シェンダーの公正を求めて社会と政治の変革を求めていたはずだ。男女共同参画審議会委員であり、基本法成立に大きな力のあった大沢真理自身、「『男女共同参画』は、gender equality をも超えて、シェンダーそのものの解消」という「ラティカルというに値する」展望をもち、「シェンター肯定の『固定的な』意識を『改革』しようとしたり、シェンダー役割の相互乗り入れの促進や女性の地位向上の底上げ等に努めても、女性差別は解消できない」（大沢 2000 13-4）と、非常にラティカルな視点をもっていた。しかし、基本法が国の行政課題となり、行政による施策が進む中で、「男女共同参画」はまさに、大沢の批判する「シェンター役割の相互乗り入れ」や「固定的な性役割意識の変革」として、もっぱら進んできたのではないか。フェミニズムの達成としてあったはずの基本法であるが、なぜこのような事態に至ったのか、この基本法をいかにしてフェミニズムの政治の土俵に引き戻すか、検討すべきところにきていると思われる。

3.4 フェミニズムの定着と停滞

フェミニズムがいま直面している困難は、基本法や条例に反対する「保守」「反動」勢力にかかるものばかりではない。

上述のように、1980年代終わりから90年代にかけて「フェミニズム」は新たな思想として一種脚光を浴びた。しかし、事態は変化し、いまや若い世代のフェミニズム離れが言われるようになった。また、最近は、厳しい雇用と経済の状況を反映してか、若い女性の専業主婦願望が高まっているとも言われる。

江原由美子はこれを、フェミニズムの「定着による拡散」と指摘した。若い世代の女性たちは、「家庭でも職場でも男女は対等であるべきだ」という、フェミニズムがめざしてきた考え方に対する賛同するにもかかわらず、それらの考えが当たり前になつたからこそ、いまさらフェミニズムなんて、と考える（江原 2000: 3）⁷⁾。

こうした意識を、一種のバックラッシュとみなす論者もある。伊藤公雄は、ジェンダー課題をめぐるバックラッシュは、政治的なバックラッシュだけでなく、「若い世代の意識のレベル」でも起こっており、そこには、「フェミニズム＝男社会を一方的に批判するだけ」と受け止められがちなフェミニズム言説の「単調さ」と、フェミニズム理論が発展し精緻化して当事者性の不在を招いて現状破壊力を失っていることが背景にあると分析している（伊藤 2003b: 102-7）。

さらに、定着・精緻化という以上に、フェミニズムが「権威化」しているという指摘もある。海妻径子は、フェミニズムの主張が学校教育の中に取り入れられ、ジェンダーフリー教育が推進されるのを、「それ自体は誇るべき達成」であるのだが、そのために、小倉利丸が「反差別教育や人権教育が導入されればされるほど、反差別や人権は学校教育のもつ憂鬱でエリート主義的な傾向におかされ、対抗文化のなかには差別主義や反人権意識が生み出される」（小倉 2005: 74-84）と論じるような現象が起きている、と分析する（海妻 2005: 46-7）。

学校や行政のお墨つきを得、それが「正しいもの」であると上から押しつけられるとき、それが男女平等思想であれ何であれ、権威を帯びた、抗すべき対象となってしまう。これは、皮肉なことではあるが、リブや、リブの一つの源泉であった1960年代末の学生運動が、既成の権威や正統的価値を否定する対抗文化として生まれた経緯を思い出させる。

権威と化した、あるいは、権威とみなされるフェミニズム——それは、現実を反映しない、ためにする貶め、カリカチュアのようにも思える。しかし、フェミニズムの歴史を振り返るなら、それを一笑に付すわけにはいかない。本稿でみたように、三十余年を経て、たしかにフェミニズムの運動は、一定の正統性と権力、影響力を得て、そうした地点に足を踏み入れている。

これは、「成果」をおさめるに至った社会運動がたどらねばならない、運動の「自然史」の一部であるとも言えるのかもしれない。しかし、フェミニズムの場合、「女性」は総体としては社会のマイノリティであり続けているという現実のために、その自覚が行われにくいくのではないだろうか。普及している定義によれば、第2波

フェミニズムはいまだ継続していることになるが、リブから30年を経、一定の成果を達成して、ありようがこれほど隔たった後も、同じ「第2波」の範疇にあり続けているとみなし、自らの変容に無自覚であるとすれば、そしてそのためにフェミニズムへの反発や関心の薄れの眞の意味に気づかないとすれば、それこそがフェミニズムの陥っている困難ではないだろうか。かりにこの見方が正しいならば、フェミニズムは「定着により拡散」している以上に、定着によって停滞し、さらには「逆行」ですらありうる地点にさしかかろうとしていると言わねばならない。

後に第1波フェミニズムと呼ばれるようになった19世紀に始まる女性たちの運動において、サフレジエット(suffragette 婦人参政権論者)とは、参政権獲得をめざして「非常識」な直接行動を取る女性たちの蔑称であった(DuBois 1998: 267)。リブもまた、否定的なラベリングを付与されたごく少數の反逆者であった。それらが各々、運動の継続によってひろがりを得て、社会において一定の正統性を獲得するに至ったのが、フェミニズムの歴史であった。フェミニズムが、変革と解放の思想・運動であり続けるとすれば、現代の社会状況の中で、女性たちの生きる多様な現実に即した新たな展開が求められねばならない。

そして現在、その必然性は高まっているのではないか。グローバリゼーションとネオリベラリズムの進行によって、労働市場においてますます周縁に追いやられる女性たち、離婚によってあるいは自らの意志によってシングルマザーとなる女性たち、風俗産業が繁茂する中で増加するセックスワーカーたち、ヘテロセクシズムに抗するレズビアン女性たち、意識的にしろ無意識的にしろジェンダーと性の規範を疑い搅乱する「ゴスロリ」や「やおい」に「はまる」女性たち、そしてまた未だかつて経験したことのない自由な女の老いを生きようとする高齢女性たち⁸⁾……さまざまな意味で「マイノリティ」であるそんな女性たちから、フェミニズムの再生の可能性は見出されるのではないか⁹⁾。政策における「主流化」をめざしうるような、あるいは権威ともみなされるような地点に達した、第2波のいわば「末裔」たちは、フェミニズムを我有することなく、そのような女性たちにつながり、彼女たちから学ぶことによって、フェミニズムの再生のプロセスの一部となっていけるに違いない。それが、フェミニズムの歴史の示唆するところであるように思われる。

4 結びに代えて——フェミニズムの政治の現在と女性の運動の多層性

以上のようなフェミニズムの歴史から、私たちは運動について何を学ぶことができるだろうか。先に引いたように、トゥレーヌは女性の運動を「権利獲得要求」の「女権運動」としての「フェミニズム」と、解放と社会の改革をラディカルに追求する「女性運動」とに二分し、後者に「社会運動」の芽を見た。しかし、少なくとも1970年代以来の日本のフェミニズムを見ると、この論は、いくつもの意味で妥当性を失った。

まず第1に、たしかに1970年代前半のリブは、自らの生き方の根源を問い合わせ、そ

れを通じて社会の変革をめざすような「解放」へのベクトルをもっていたが、その後は、行政との連動の上で制度の変更を通じて女性の「地位の向上」を目標とする運動に主役が代替していった。しかし、それらは、その後次第にイテオロキーの上でも人的な面でも互いに浸透・融合して、より多重性をもつ広義なものに成長していった。そこに、トゥレーヌの含意とは異なる、現代の「フェミニズム」が生まれたと言っていいだろう。

第2に、しかしフェミニズムの成長と成功は、リブの運動の出発点を離れ、制度化し権威化し、既存の社会体制の一部を担う勢力となっていくプロセスでもあったこの点では、トゥレーヌの言う「社会運動」であることから、フェミニズムは乖離して行ったと見ることもできるかもしれない。

それを乗り越える可能性については、前節で論じたとおりだが、しかし、また他方で、このプロセスは、社会運動と権力について考えるべき1つの方向を示している。「女性」を含むマイノリティの運動にとって、既成の社会の「価値」に抗し挑戦し続けることと同時に、制度内での権利追求によって自らの生きる地歩を確保していくことは、かりにそれが隘路につながることになろうとも、きわめて重要な課題である。これは、フェミニズムのみならず、いわゆる性的マイノリティの運動において、現在まさに起こっていることである。たとえば、同性カノブルの結婚の権利を求める運動は、同性愛者の運動がもともともっていた「解放」の志向を離れ、婚姻という既存の社会制度に取り込まれドミナントな文化を追認する、あるいは同性愛者と非同性愛者をことさらに分節する悪しきアイデンティティ・ポリティクスに陥ることになってしまう(Lehr ch 3; 岡野 2006 70-2)。また、たとえば、トランス・セクシュアルの人々が自らの望む性別で生活するためには、「性同一性障害」という「病気」のラベリングを引き受けねばならない、というのも、「解放」と「権利追求」の間で起こる矛盾だろう(筒井 2003 177)。

しかし、これは「運動」のかかえる困難・矛盾であるというよりも、マイノリティの運動にとって、運動が展開の過程で必然的にたどる、弁証法的なプロセスなのではないだろうか。トゥレーヌが、「新しい社会運動」の担い手とみた環境運動や反核運動を担う人々は、困難な課題に挑戦しつつも、十全な市民的権利をもともと有した存在である。そんな彼らならばあえて望む必要もない、婚姻の権利や、望む性別で登録される「権利」を追求することは、それ自体、単なる改良主義的な要求であるという以上に、まさにラディカルな政治の実践であろう。同様に、女性が、権威や権力、より高い地位や影響力を求めるのは、たしかに既存の体制に参入して行くことであるだろうが、それでも、それは単に「取り込まれる」という以上の、なにものかを覆す、ラディカルな挑戦である¹⁰⁾。その側面を見ることができないとすれば、それは、「新しい社会運動」で想定されていた担い手が、十全な市民権をもつ男性市民だったからではないだろうか。「権利獲得」自体がラディカルな挑戦である限り、そこに満足してとどまり続けるのではない、弁証法的な展開が必ず訪れるに違いないのだ。

第3に、第3波も含めたフェミニズムの展開の歴史は、単線的な進化論図式で運動を捉えることの誤りを教える。時の経過と運動の進行とともに、かかわる世代や社会的立場の多様性は増していく。それらの人々にとって単一の「解放」の道筋など、ありえないことは自明であり、そのなかに矛盾や対立が生じるのもまた当然である。「第2波」「第3波」などのラベリングは必要なかろうが、世代や立場の異なる女性たちは、多重で多元的な存在である。それゆえ、フェミニズムは、担い手の多様性とともに多様な複数の運動として、螺旋状に円環する道筋をたどりながら継続していくだろう。一種だけの「社会運動」、一方向の「解放」や「社会の変革」を想定するとすれば、それこそが非現実的で、反動的ですらある。女性の多層性とフェミニズムの内部矛盾のゆえに、フェミニズムがトゥレーヌの言うような「社会運動」になりえないとすれば、そのことそのものが、フェミニズムの「新しい社会運動」としての可能性を示しているのではないだろうか。

[注]

- 1) リフの代名詞にすらなった中ビ連だが、当時よりリフの他のグループからは、運動の理念やスタイルについて批判や疑念がもたれており、リフとは異質であったとされる（秋山 1993 121-38）
- 2) なお、1972年になってはしめてこの問題が浮上したわけではない 70年にはすでに、宗教団体の支援を受けた国会議員による法改正の動きが始まっており、上述の70年10月21日の国際反戦デーの頃にはすでにいくつものグループが「優生保護法改悪反対」を訴えていた（構口 佐伯 三木編 1992 201ほか）つまりリフにとって、当初からこの問題は重要課題だったのだ欧米においても、妊娠中絶への女性のアクセスの問題は、女性解放運動の重要な焦点であり、とくにアメリカでは、連邦最高裁か、女性の妊娠中絶の権利を認める憲法判断を下した73年のロー対ウェイド事件をめくって、リフ側と反対陣営の熾烈なたたかいが繰り広げられた
- 3) 「婦人」の語が持つ意味合いへの批判から、現在では通常、「婦人」の語を避けて「女性」に見えるようになっており、「国際婦人年」も、「国際女性年」と呼ばれるようになった。しかし、こうした用語の変化自体も、本稿の検討課題に含まれるところであるので、当時の文脈に即すべきところではそのまま「婦人」の語を使う
- 4) 市川房枝に代表される、伝統的な「婦人運動＝女権運動」への反発は、次のようなリフの初期のチラシにみる文章にもはっきりとうかがえる ここではアメリカの第2波フェミニズムの代表的組織とされるNOWですら、女権運動の一部であると批判されている

マスコミによって報道されるアメリカのリウ（ママ）運動が、実はリウ運動ではなくて……NOW運動であることからも誤解は生じる。市川房枝なんそがヒーコラアメリカ旅行をしてレポートをしたという朝日新聞の連載のものも、NOWがほとんとをしめている（NOWとは、言ってみれば女権運動の一つである） このような誤解を防ぐ意味も含めて、今回はリウ運動が、単なる改良斗争にとまるものではなく、性をその手段とする支配権力との斗いとして展開されるものであるということを、過去の女性運動をみていく

ことによって明らかにしたいと思う。(1971年3月「ウーマンリブへの誤解」斗・おんな
メトロパリチェン機関誌「斗！おんな」2号) (溝口・佐伯・三木編 1992 152)

- 5) このほか、フェミニズムによる既成の知の問い合わせし、行政や立法、自治体との連携とが功を奏した代表的な領域として、性暴力やセクシュアル・ハラスメント、ドメスティノク・ハイオレンス（DV）にかかわる問題を挙げることができるだろう。
- 6) 基本法・条例がはらむもう一つの重要な問題であるヘテロセクシズム的傾向について、牟田（2006：第5章）で論じた。
- 7) 欧米においても同様のことが指摘されている。フライソンは、1960年代から70年代に北米やヨーロッパで起きたフェミニズム運動は、支配的なイデオロギーや実際の女性の生活に大きな変化をもたらしたが、それによって新たに獲得された権利や自由を当然のものとみなす若い世代にとっては魅力がなくなってしまったと述べる。若い世代の女性たちにとって、「フェミニズムは、よくても時代遅れであり、悪ければ男性との恋愛関係を構築する上での脅威か、真の意味での男女平等に対する障害としてしか捉えられていない」(Bryson 1999=2004 1-2)。
- 8) とくに、未婚化と女性労働力の周縁化の進行によって、近い将来、中高年に達する女性の貧困の問題が顕在化してくることは避けられないだろう。昨今活発なニート・フリータ等に関する論議の中でも、女性はいずれ結婚し扶養を得るだろうという暗黙の仮定がありがちだが、実際は少からぬ女性たちが未婚にとどまり、親世代の老化・死去に伴って社会経済的困難に陥ることが予想される 公的・私的両レベルの家父長制（橋本 2003：第4章）を生きるこれらの女性たちは、今後のフェミニズムの中核的課題をなすはずだ。この問題については稿を改めて論じる予定。
- 9) 実際にその兆しある。本稿では詳述できないが、第3波フェミニズムと呼ばれるようになつた若い世代の女性たちの動きは、その一端を示すものではなかろうか。Heywood ed (2005),『女性学年報』26 (2005) 特集「アカデミズムを少し離れて——第三次フェミニズムの足音」ほかを参照のこと。
- 10) 女性の権力獲得をめぐる政治的意味については、牟田（2006：第4章）で論じた。

[文献]

秋山洋子, 1993, 『リフ私史ノート』インパクト出版会

Bryson, Valerie, 1999, *Feminist Debates Issues of Theory and Political Practice*, Basingstoke Macmillan Press (=2004, 江原由美子監訳『争点・フェミニズム』勁草書房。)

DuBois, Ellen Carol ed, 1998, *Woman Suffrage and Women's Rights*, New York New York UP

江原由美子, 1985, 『女性解放という思想』勁草書房。

———, 2000, 『フェミニズムのバラドノクス——定着による拡散』勁草書房。

Freeman, J, 1979, "Resource Mobilization and Strategy A Model for Analyzing Social Movement Organization Actions," M N Zald & J D McCarthy eds, *The Dynamics of Social Movements*, 167-89 (=1989, 牟田和恵訳「フェミニズムの組織戦略」塩原勉編『資源動員と組織戦略——運動論の新パラダイム』新曜社。)

- 船橋邦子, 2003, 「条例制定をめぐる「攻防」からみえてきたもの」『女性学』11, 37-49.
- 橋本健二, 2003, 「階級・ジェンダー・再生産——現代資本主義社会の存続メカニズム」東信堂.
- Heywood, Leslie L ed., 2005, *The Women's Movement Today An Encyclopedia of Third-Wave Feminism*, Westport, Conn Greenwood Publishing
- 伊藤公雄, 2003a, 「ハックラノシュの構図」『女性学』11, 8-19.
- , 2003b, 「男女共同参画」が問いかけるもの——現代日本社会とジェンダー・ポリティクス』インパクト出版会.
- 海妻径子, 2005, 「対抗文化としての反フェミニナチ」木村涼子編『ジェンダー・フリー・トラブル』白澤社, 35-53.
- 木村涼子編, 2005, 『ジェンダー・フリー・トラブル』白澤社.
- 国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会編, 1989, 『連帯と行動——国際婦人年連絡会の記録』財団法人市川房枝記念館出版部.
- Lehr, Valene, 1999, *Queer Family Values Debunking the Myth of the Nuclear Family*, Philadelphia Temple University Press.
- 溝口明代・佐伯洋子・三木草子編, 1992, 『資料 日本ウーマンリブ史 I』松香堂.
- , 1994, 『資料 日本ウーマンリブ史 II』松香堂.
- , 1995, 『資料 日本ウーマンリブ史 III』松香堂.
- 牟田和恵, 2006, 「ジェンダー家族を超えて——近現代の生/性の政治とフェミニズム』新曜社.
- 落合恵美子, 1989, 『近代家族とフェミニズム』勁草書房.
- 女たちの現在を問う会編, 1996, 『全共闘からリブへ』インパクト出版会.
- 小倉利丸, 2005, 「スペクタクルとサバカルチャーの価値崩壊」『現代思想』28 (6), 74-84.
- 岡野八代, 2006, 「承認の政治に賭けられているもの」『法社会学』64 60-76.
- 大沢真理, 2002, 『男女共同参画社会をつくる』NHK ブックス.
- 編, 2000, 『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』ぎょうせい.
- 大津典子, 2002, 「条例はできたけれど——どこへ向かう富山の男女共同参画」『インパクション』131, 52-5.
- 笹沼朋子, 2002, わたしたちは黙っていない——愛媛県男女共同参画推進条例制定をめぐって』『インパクション』131 56-61.
- 首藤久美子, 1996, 「優生保護法改悪阻止運動と中ピ連」女たちの現在を問う会編『全共闘からリブへ』インパクト出版会, 261-9.
- 竹信恵美子, 2004, 「『参画』が『調達』にすりかわった5年』『女たちの21世紀』アジア女性資料センター, 40 9-11.
- Touraine, Alain, 1980, *l'Après socialisme*, Paris Grasset. (=1982, 平田清明・清水耕一訳『ポスト社会主義』新泉社.
- , 2004, "On the Frontier of Social Movements," *Current Sociology*, 52 (4) 717-25
- 筒井真樹子, 2003, 「消し去られたジェンダーの視点——『性同一性障害特例法』の問題点」『インパクション』137 174-81.
- 上野千鶴子, 1994, 「日本のリブ——その思想と背景」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編『リ